

令和2年11月16日

12月11日付宅建法定講習について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、国土交通省より、宅地建物取引士に対する法定講習について、当面の間、教材を交付した自宅学習及び効果測定により法定講習を行うこととする方針（特例措置）が示されたことなどを踏まえ、12月11日付宅建法定講習は下記のとおり実施しますのでご確認ください。

記

1. 実施方法：

①当日は座学による講義はございません。講習会場（日本教育会館8階）で教材配布ならびに取引士証の受領・交付を行います。

②教材をお持ちかえり頂き、自宅にて学習の上、「学習報告書」への記入・署名と「効果測定問題」への解答記入を行い、当センター宛て郵送していただきます。

2. 受付会場：日本教育会館 8階大会議室（千代田区一ツ橋 2-6-2）

3. 受付時間：10：00 ～ 11：30

4. 受付方法：受付に受講票と今お持ちの取引士証（主任者証）をご提出ください。

※有効期限の切れている証も必ずご持参ください。取引士証の提出のない場合は、当日は新しい証は交付できませんのでご注意ください。

5. 提出期限：12月17日（木）（必着）

※必ず、「学習報告書」への記入・署名と「効果測定問題」への解答記入を行い提出してください。期限内の提出がない場合は、新しい「宅地建物取引士証」の発行・交付が取り消される場合がありますのでご注意ください。

6. 送付先：〒100-6017 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル17階 （一社）不動産協会 宅建法定講習センター 宛

以上

本件に関する問い合わせ先：03-3581-9425（不動産協会宅建法定講習センター）

（ただし当面の間、センター事務局の業務日時が通常と異なりますのでご注意ください）